

平成22年10月12日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 平嶋 壮州)

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年9月24日から平成22年9月30日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/10/12)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年9月24日～9月30日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	1	0	0	0	1
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	30	41	0	0	0	71
職業安定局	169	44	27	1	0	241
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	6	8	0	0	0	14
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	205	94	27	1	0	327

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	78
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	160
法令遵守違反に関するもの	7
その他	82

**主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。**

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
  - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課労働紛争処理業務室
照会先	室長補佐 橋本 和隆 (内線:7737) 労働紛争係長 本田 真由美 (内線:7738)

平成22年9月24日～9月30日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	離職に係る民事の個別労使紛争で相談したところ、労働局のあっせん制度があるとのことであるが、強制力のない任意の制度であることや、あっせんに1ヶ月程度の時間がかかることに不満がある。		個別労働紛争解決制度は任意の制度であるが、強制力はなくとも解決に至ることがあることや、他の紛争解決機関の制度について説明しました。また、紛争当事者の日程調整や紛争内容の争点を把握することに一定の時間がかかることを説明し、ご理解を求めました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局	
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)	

平成22年9月24日～9月30日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	30 件	41 件	0 件	0 件	0 件	71 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	16 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	23 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	31 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	現行の労働基準法では事業主に対しタイムカードの設置・使用を義務付けていないとのことだが、これを義務付け、残業時間も含め労働時間を正確に把握させるべきである。	①	労働基準法では労働時間、休日等について規定を設けていることから、使用者は労働時間を適正に把握・管理する責務があること、また、これを踏まえて厚生労働省では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を定めており、この中で使用者の責務としてタイムカード等客観的な記録により労働時間を適正に把握・管理する必要があるとしていることなどを説明したところ、ご理解いただきました。
2	監督官が予告なく臨検監督に来社したため、当日は忙しかったが臨検監督には協力した。監督官が行う臨検監督については、理解しているが、今後は、事前に連絡した上で監督指導にくるようにしてもらえればありがたい。	①	事業場の現状を的確に把握するため、監督官による監督指導は、原則として予告することなく実施していることなどを説明し、ご理解をいただきました。
3	テナントとして百貨店の中で営業しているが、以前と比べて百貨店は休業日を減らし、営業時間の延長を行っているため、社員の休日確保が困難である。社員の労働条件改善のために監督署から百貨店に対して休業日を増やすよう指導できないものか。	①	テナントの開店日数等に関わらず、労働者の法定労働条件を確保することが使用者の責務であることを粘り強く説明し、ご理解を求めました。
4	親族が亡くなったので忌引休暇を取得したが、取得後に無給の休暇と言われた。有給の会社もあるのに、制度として有給にはできないのか。	①	労働基準法には忌引休暇についての規定はなく、取扱いは就業規則等での定めに基づくことを説明し、ご理解をいただきました。
5	予告手当の支払もなく即日解雇されたが解雇が無効ではないのか。	①	事実確認のために事業場の担当者へ連絡したところ、双方に誤解があったことが判り、監督官から相談者の方・事業場の担当者の双方に対し、再度話し合いをするよう伝えました。その後、相談者の方から復職できるようになった旨連絡がありました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	タクシー事業を営んでいるが、最低賃金が年々改正され高くなっており、最低賃金すら満足に支払うことができなくなりそうだ。 法律の適用除外してもらえないか。	①	最低賃金の意義・制度と最低賃金以上の賃金を支払っていただく必要があることなどについて説明し、ご理解を求めました。
7	石綿に関する健康管理手帳の所持者であるが、いつでも無料でできる健康診断だと思い、体調が良くなかったので年2回の定期検査以外で病院に行き、医者から言われるままに検査を受けたら費用がかかった。健康管理手帳に関して無料でできる健康診断の範囲について、健康管理手帳保持者にもっと周知すべきだ。	①	安全衛生法に基づく健康管理手帳所持者に対する健康診断制度に関しては、今後も周知に努めてまいりたいことなどを説明し、ご理解を求めました。
8	健康管理手帳所持者であるが、健康診断の実施時期が7月から8月と2月なのだが、できれば2か月程度早めてもらえないものか。	①	相談者の方の希望に沿うような時期に健康診断を受けられるよう健診機関と調整していく旨説明し、ご理解をいただきました。
9	労災年金のスライド率改定による変更決定通知書が届き、今年の年金額も引き下げられたが、減額された理由について教えてほしい。 また、労災年金はここ数年、年金額が下がり続けているが、生活設計もあり、年金額の減額には納得できない。	①	労災年金の支給額については、毎月勤労統計調査の結果に基づく賃金水準の変動に応じた年金スライド率により、変更決定していることなどを説明し、ご理解を求めました。
10	法務局に法人解散の届出を行ったので、労働保険の確定申告は行わなくて良いと思っていたが必要なのか。	①	法人の解散後、速やかに労働者の在職期間中の賃金を積算して労働保険の確定申告を行っていただく必要であることを説明し、ご理解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年9月24日～9月30日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 高崎 雅之(内線5653) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	169件	44件	27件	1件	0件	241件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	56件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	128件
	法令遵守違反に関するもの	6件
	その他	51件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	個別延長給付について、全員就職できるまで延長するべきではないか。		個別延長給付は、雇用保険の失業等給付(基本手当)の支給が終了するまでに、再就職することが困難であると考えられる方(特に倒産・解雇等、雇止めにより離職された方)のうち、年齢や雇用失業情勢の地域差等を考慮した上で、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているが就職が困難であると認められる方に対して、個々に適用する制度である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善してほしい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
8	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	新規に導入された求人検索システムに表示される求人票の表示が小さくて見づらいので、改善してほしい。		求人検索機のディスプレイ画面に手を触れて操作することにより、画面上の求人票を拡大表示することができる旨を説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年9月24日～9月30日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	6件	8件	0件	0件	0件	14件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	8件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	中小企業子育て支援助成金のリーフレット、パンフレットについて、支給要件となる「復帰後の出勤率が5割以上」がどこにも記載されていないのは不親切である。		当該助成金制度の趣旨を含めて説明を行い、貴重なご意見として承りました。
2	事業主に中小企業子育て支援助成金の案内をした後に、平成23年度以降の支給については予算の関係上不明であると均等室から伝えられたが納得がいかない。		助成金は単年度予算で執行しており、当該年度の支給要領で示している旨をご説明し、ご意見として承りました。
3	育児短時間勤務制度利用による助成金を申請予定で、申請窓口は21世紀職業財団になっているものの、申請時に必要な一般事業主行動計画策定届の届出先や改正法に沿った育児・介護休業規程の整備については雇用均等室とのことで、一つの窓口でできるようにならないものか。		当該助成金制度及び申請手続きを説明の上、ご意見としてお伺いしました。
4	「常時100人以下の労働者」の定義について、例えば月に1回しか勤務していない労働者を100人に含むか含まないかなど、各種助成金の支給要件における定義と、改正育児・介護休業法規定猶予措置における定義が異なっており、ややこしくて納得がいかない。		助成金制度の趣旨・内容及び改正法の趣旨・内容を説明し、貴重なご意見として承りました。
5	育児・介護休業法の改正により、1日原則6時間の所定労働時間とする短時間勤務制度が義務化されたが、変形労働時間制を採用している当社のように業種によっては馴染まない場合もあることをわかっていただきたい。		制度及び法の趣旨を説明し、御理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	育児・介護休業法に基づく所定労働時間の短縮措置については、休憩時間の設定によっては実質的な短時間勤務ができなくなるので、休憩時間も含めた拘束時間が短くなるよう、法で定めるべきではないか。		事業主等に対しては、法の趣旨を踏まえた制度設計・運用がなされるよう理解を求めている旨をご説明し、貴重な御意見として承りました。
7	育児・介護休業法に沿った就業規則の整備に係る事業主に対する助言・指導について、業種等を勘案せず一律育児休業の申出期間を1ヶ月前、介護休業については2週間前とするよう規定整備をさせることについては対応しかねる。法制度上の不備である。		立法の趣旨を説明するとともに、規定整備についてもご対応いただくよう説明しました。
8	育児・介護休業法の改正についてのリーフレットがわかりにくい。今回の改正で、専業主婦除外規定が廃止され、休業の部分が変更になったことについては記載されているが、時間外労働の制限についての変更は記載されていない。誰がいつ見てもわかるような資料にしてほしい。		法改正のパンフレットには、当該部分の変更についても記載しているが、改正をコンパクトにまとめたリーフレットにおいては、スペースの関係上、改正の主要部分のみを掲載していることをご説明し、貴重な意見として承りました。
9	改正次世代法の説明会の案内を見たが、一般事業主行動計画の届出の必要性が不明。また計画を策定する必要性についても説明がない。さらに行動計画の例に、育児休業取得率等を掲げているが、取得したくない人もいのに、取得率が高いほうがよいとしている理由もわからない。		法の趣旨及び内容とあわせ、行動計画の例については、育児休業取得率は目標の達成状況を客観的に判断できるものとして例示しているが、自社の状況にあった目標を設定していただくことを説明し、ご理解いただきました。
10	妊娠を理由に不利益取扱いを受けたことについて相談したが、淡々とした対応と、会社側にたったような説明を受け、傷つきづらい気持ちになった。		不快にさせたことについて陳謝。今後の相談業務に留意することとしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。